D_n　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第 15 条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

E_{15} ＝ 0.018
E_{16} ＝ 0.018
E_{17} ＝ 0.016
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.01584
E_{21} ＝ 0.01681
E_{22} ＝ 0.01684
E_{23} ＝ 0.01692
E_{24} ＝ 0.01727
E_{25} ＝ 0.018
E_{26} ＝ 0.017
E_{27} ＝ 0.017
E_{28} ＝ 0.0163
E_{29} ＝ 0.0163
E_{30} ＝ 0.01299
$E_{令元}$ ＝ 0.01283
$E_{令2}$ ＝ 0.00064
$E_{令3}$ ＝ 0.00086
$E_{令4}$ ＝ 0.00207

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{25} ＝ 0.018
G_{26} ＝ 0.017

D_n　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第 15 条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

E_{14} ＝ 0.009
E_{15} ＝ 0.019
E_{16} ＝ 0.018
E_{17} ＝ 0.016
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.01587
E_{21} ＝ 0.01682
E_{22} ＝ 0.01687
E_{23} ＝ 0.01695
E_{24} ＝ 0.018
E_{25} ＝ 0.018
E_{26} ＝ 0.017
E_{27} ＝ 0.017
E_{28} ＝ 0.0163
E_{29} ＝ 0.0128
E_{30} ＝ 0.01301
$E_{令元}$ ＝ 0.00038
$E_{令2}$ ＝ 0.00064
$E_{令3}$ ＝ 0.00086

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{25} ＝ 0.018
G_{26} ＝ 0.017